

ウェブ会議・セミナー等 ツール運用規程

令和3年3月6日 制定

令和3年9月4日 一部改定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人北海道放射線技師会（以下、本会という。）における、ウェブ会議・セミナー等ツールの運用について必要な事項を定める。

- 2 本規程におけるウェブ会議・セミナー等ツールとは、ウェブへの接続、配信を行う基本的なシステム（ソフトウェア）および本会帰属の放送機材（ハードウェア）の全てを総じて呼称する。

(管理責任)

第2条 ウェブ会議・セミナー等ツールの運用管理責任は学術部とする。

(利用目的)

第3条 本会は以下の目的のためにウェブ会議・セミナー等ツールを利用する。

- (1) 本会総会、理事会、常務理事会、各種委員会、各種部会等の会議
- (2) 本会が運営する各種講演会や研修会、学術大会等の開催
- (3) 本会各支部における会議、各種講演会や研修会、学術大会等
- (4) 本会および各支部が後援する各種講演会や研修会等
- (5) その他、本会業務を遂行するために必要な会合

(利用者)

第4条 ウェブ会議・セミナー等ツールのアカウント利用者は、本会の役員、委員会委員長、部会代表者、講習会・会議等開催責任者（以下、「開催責任者」という。）とする。また、複数のアカウントに対する運用詳細については以下（運用方法内）で定める。

(運用方法)

第5条 運用にあたっては、開催責任者はウェブ会議・セミナー等ツールの使用方法を熟知し、会議等の開催にあたっては支障ないように努めなければならない。

2 アカウントは利用目的に準じ会長許可の下、複数用意する場合がある。ただしメインアカウントの利用については、本会常務理事を主とする。また、支部における利用については、支部長がアカウント管理を担い適切に運用する。

3 アカウント管理における設定変更については学術部担当者以外の変更を認めない。また、変更せざるを得ない場合については学術部担当者へ連絡し対処を申し出る。

4 開催責任者は、パソコン等のセキュリティ管理を十分に行い、取得したミーティングID、パスワードを関係者以外へ流出しないよう取り扱いに十分注意するとともに、全ての参加者にも注意喚起する。

(個人情報および著作物の管理)

第6条 ウェブ会議・セミナー等ツールのすべての利用者は、個人情報保護ならびに著作物の管理に関して十分に注意を払い、適切に運用すること。

(委任)

第7条 本規程に記述のない事項に関しては、執行部役員および担当常務理事の判断による。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1 本規程は令和3年3月6日より施行する。